

政令第 号

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公認会計士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年四月一日とする。